

令和 7 年 4 月 1 日

医科点数表第 2 章第 10 部手術通則第 5 号及び第 6 号に掲げる手術

期間：2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日

・区分 1 に分類される手術

ア 頭蓋内腫瘍摘出術等 0 件、 イ 黄斑下手術等 0 件、 ウ 鼓室形成手術等 5 件、 エ 肺悪性腫瘍手術等 0 件、 オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術 0 件

・区分 2 に分類される手術

ア 靱帯断裂形成手術等 65 件、 イ 水頭症手術等 0 件、 ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等 0 件、 エ 尿道形成手術等 31 件、 オ 角膜移植術 0 件、 カ 肝切除術等 1 件、 キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等 11 件

・区分 3 に分類される手術

ア 上顎骨形成術等 6 件、 イ 上顎骨悪性腫瘍手術等 0 件、 ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉） 0 件、 エ 母指化手術等 0 件、 オ 内反足手術等 0 件、 カ 食道切除再建術等 3 件、 キ 同種死体腎移植術等 0 件

・区分 4 に分類される手術

計 260 件

・その他の区分

人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）49 件、
乳児外科施設基準対象手術 0 件、
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 22 件、
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）0 件、
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術 42 件

独立行政法人国立病院機構

西 埼 玉 中 央 病 院